

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民参加推進課 No.002

処 分 名	地縁による団体の規約の変更の認可
処 分 の 概 要	規約を変更する場合は、規約変更認可申請書に必要な書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 3 第 1 項、第 2 項 地方自治法施行規則（昭和 22 年省令第 29 号）第 22 条第 1 項、第 2 項
審 査 基 準	1 規約の変更と効力 認可地縁団体は、規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の 4 分の 3 以上の同意を得て規約の変更をすることができます。 規約の効力発生は、市長の認可後となります。 2 規約変更の認可申請 規約を変更した場合は、提出書類は以下のとおりです。 ① 規約変更認可申請書 ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
標準処理期間	15 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	別館 3 階市民参加推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/tetsuduki/gyotei_shinsa_ho.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■地方自治法

第 260 条の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

■地方自治法施行規則

第 22 条 地方自治法第二百六十条の三第二項 の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。